

町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の定めによる、補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(対象外となる事業)

第2条 要綱第3条第1項に定める補助事業は、次に掲げる事業に該当してはならない。

- (1) 宗教上の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にあるもの若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(連携団体)

第3条 要綱第3条第1項に定める連携団体は、要綱第6条に定めるほか、次に掲げる事項を満たす団体とする。

- (1) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、構成員の名簿を備えていること。
- (2) 運営組織及び経理が適正であること。
- (3) 5人以上の構成員で組織されていること。
- (4) 1年以上継続して活動していること。又は今後1年以上継続して活動する見込みがあること。
- (5) 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- (8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(審査)

第4条 要綱及びこの要領に定める事項を満たしているか否かの判定につき、審査を行うものとする。

2 前項の審査の詳細は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。